豊山町新型コロナウイルス感染症対策 環境整備事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、町内事業者が拡大防止に向け、設備等を導入した際の補助金制度を創設 します。

対象者

- ・町内に本社機能を有する中小企業者又は個人事業主
- ・事業を開始して、1年以上継続して事業をおこなっているもの
- ・交付申請日及び交付決定日において倒産し、又は廃業していないもの
- ・町税の滞納のないもの
- ・補助対象経費について他の補助金の交付を受けた者又は交付決定を受けた者でないもの
- ・豊山町暴力団排除条例(平成24年豊山町条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。) 又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有 する者でないもの
- ・その他不適当と認められる事業者でないもの

補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる設備等の導入に関する以下の経費

飛沫防止	飛沫防止シートの設置、アクリル板の設置、つい立の設置等
消耗品	マスク、フェイスシールド、消毒液等
環境設備	CO₂センサー、サーモグラフィー等
室内換気	換気扇の設置、窓設置工事、換気機能付きエアコンの設置等
除菌•防菌	空気洗浄機、足踏み式消毒スタンド、消毒液散布機器等
非接触化	非接触型検温器、キャッシュレス機器、自動精算器、手洗い設備等
テレワーク等	テレワーク、分散業務、オンライン会議にかかる機器・設備等
テイクアウト	テイクアウトに必要な設備、改装工事等
その他	感染症対策に資すると認められるもの

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに納入され、支払いが完了することが確実な設備等が対象となります。

補助額

補助対象経費の90%補助 1事業所あたりの上限10万円(申請は1回限り)

申請様式 入手方法

町ホームページからダウンロードするか

役場2階6番窓口まちづくり推進課で受けとってください。

申請期間

令和3年11月1日~令和4年1月31日(期限厳守)まで

申請・問合せ

まちづくり推進課 まちづくり推進係 (28・0944

豊山町あいスタ認証取得支援金

「あいスタ認証」とは、県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための第三者認証による新型コロナウイ ルス感染防止対策の認証制度です。「あいスタ認証」の取得を行った事業者に「あいスタ認証プラス項目」の星の 数に応じた支援金を交付します。

対象者

- ・あいスタ認証を取得しており、町内で飲食店を営んでいるもの
- ・事業を開始して、1年以上継続して事業をおこなっているもの
- ・商工会法(昭和35年法律第89号)の規定により設置された豊山町商工会の会員である商工業者
- ・交付申請日及び交付決定日において倒産し、又は廃業していないもの
- ・町税の滞納のないもの
- ・豊山町暴力団排除条例(平成24年豊山町条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下 「暴力団員」という。) 又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有 する者でないもの
- ・その他不適当と認められる事業者でないもの

支援金額

認証の種類	支援金の額
あいスタ認証星1つ	10,000円
あいスタ認証星2つ	20,000円
あいスタ認証星3つ	30,000円

申請様式 入手方法

町ホームページからダウンロードするか

役場2階6番窓口まちづくり推進課で受けとってください。

申請期間

令和3年11月1日~令和4年1月31日(期限厳守)まで

申請・問合せ

まちづくり推進課 まちづくり推進係 【 28・0944